

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの届出にご協力ください



この街と生きていく
SHINKIN 信用金庫 内閣府
個人情報保護委員会

個人のお客さま マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード



通知カード
または
住民票の写し
(マイナンバーあり)



もしくは

運転免許証などの本人確認書類^{*1}



+
※1 郵便写真付きのもの（運転免許証、パスポートや在留カードなど）であれば1点、
郵便写真なしのもの（健康保険証、住民票や年金手帳など）であれば2点

法人のお客さま 法人番号を届出いただく際に必要となる書類

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



法人番号 指定通知書
または
登記事項証明書などの法人確認書類^{*2}



または

マイナンバーが分からぬ場合、どうしたらしい？

マイナンバーは、2015年10月より市区町村から簡易書留で郵送されている通知カードに記載されています。お手許に通知カードがない場合は、各自治体にご相談ください。
なお、住民票でもマイナンバーを確認できます。

※2 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。不要な場合もあるので、詳しくはお取引のある信用金庫にお問い合わせください。

不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！

信用金庫職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、金銭を要求することはございません。

実際に被害に遭った事例

事例1 市役所の職員を名のる者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」とこと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

事例2 サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来てますか？」手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら
消費者ホットライン（局番なし 188番） 警察相談専用電話（局番なし #9110番）

またはお取引のある信用金庫にお電話ください。

マイナンバー制度について詳しくはこちら

- ホームページ <http://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** (無料)

信用金庫とのお取引に係るご質問については、お取引のある信用金庫にお問い合わせください。

信用金庫は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。

Q & A

Q1 なんで信用金庫にマイナンバーを届け出る必要があるの？

法令により、信用金庫には、預貯金口座をマイナンバーと一緒に管理する義務が課せられています。そのため、信用金庫からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力をお願いしています。

Q2 信用金庫はどんなことにマイナンバーを使うの？

信用金庫が万が一破たんしたときに預貯金の円滑な扱い戻しを行うために利用したり、これまでに行われてきた行政機関などの税務調査や生活保護などの資産調査への回答を行うためなどに利用します。

Q3 マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産を知られてしまうの？

マイナンバーの届出をきっかけに、信用金庫が行政機関などに預貯金残高などをお知らせすることはありません。

Q4 預貯金口座をひらく時にマイナンバーを届け出ないといけないの？

マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、社会保障・税・災害対策の行政手続で、利用されます。

Q5 すでに信用金庫にマイナンバーを届け出しているけど、改めて届け出る必要があるの？

投資信託などのお取引でマイナンバーを届け出たいたいお客さまであれば、改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません。ただし、以下の取引については、改めてマイナンバーの届出をお願いすることがあります。

- ・投資信託などの住所変更
- ・法人定期預金

※ 信用金庫が法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるよう利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。